

○NHK受信料制度等検討委員会規程

(委員会の設置)

第1条 定款第59条に基づき、受信料、受信契約およびその運用のあり方について、広く検討等を求めるため、部外有識者をもって構成する「NHK受信料制度等検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、会長の諮問を受けて、前項にかかる課題等について幅広く議論し、答申する。

(委員会の構成等)

第2条 委員会は、会長が部外学識経験者の中から委嘱する委員等をもって構成する。

2 委員会に座長及び座長職務代行者を置く。

(委員会の運営等)

第3条 座長は、委員会の会議を招集し、議事をつかさどる。座長職務代行者は、座長不在のときその職務を代行する。

2 委員会は、座長または座長職務代行者を含む過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、その審議のため、委員会の定めるところにより、小委員会を設置することができる。

4 小委員会の委員長及び委員は、委員等の中から座長が指名する。

5 委員会および小委員会の会議には、必要に応じ役員または職員が出席し、意見を述べることができる。

6 委員会に事務局を置き、会長の指名する職員がこれに当たる。事務局は、検討等に必要な資料の収集、取りまとめその他の事務を行う。

(委員会の委員)

第4条 委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

2 委員等に対して、手当、旅費その他業務の遂行に必要な実費を支払う。

(議事録の作成)

第5条 議事録は、会議のつど別に定める手続きにより作成する。

2 議事録の要旨及び会議資料は、原則として協会のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより第三者の権利または利益もしくは公共の利益を害するおそれがあるもの、その他座長が認めたものについては、非公開とする。

(報告の提出)

第6条 委員会は、その検討結果を答申として取りまとめ、会長に提出する。

2 委員会の答申の内容は、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、座長が決定する。

(施行期日)

第7条 この規程は、平成29年2月2日から施行する。